

令和5年第5回
笠間市農業委員会総会会議録

令和5年5月29日 開会
令和5年5月29日 閉会

笠間市農業委員会

令和5年笠間市農業委員会第5回定例総会

[令和5年5月29日]

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
- 日程第7 議案第5号 現況証明願について
- 日程第8 議案第6号 非農地証明願について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第11 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第12 議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更許可に係る意見集約について
- 日程第13 議案第11号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第14 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第15 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第16 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
- 日程第7 議案第5号 現況証明願について
- 日程第8 議案第6号 非農地証明願について

- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第11 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第12 議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更許可に係る意見集約について
- 日程第13 議案第11号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第14 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第15 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第16 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	埴 博光君	11番	鶴田英樹君
2番	高野尚夫君	12番	長谷川 隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川 馨君	14番	小沼 祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
6番	柳橋 泰君	16番	大橋正義君
7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
8番	長谷川愛子君	18番	田山悦子君
9番	國谷博隆君	19番	永田良夫君
10番	菅井 亘君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
農業委員会事務局主任	三次 登君
農業委員会事務局係長	松本高彦君

午後 1 時 3 5 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまから令和 5 年第 5 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 19 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により 11 番鶴田英樹委員、並びに 12 番長谷川 隆委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 27 について、議席番号 5 番、8 番委員より調査報告を願います。

○8 番（長谷川愛子君） 番号 27 につきまして、調査の報告をいたします。

26 日、指名調査委員全員と譲渡人、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請地、申請目的につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、下市毛におきまして 10 か所ほど申請を受けております。権利移転の内容は贈与です。譲受人、譲渡人は親子関係で、お父様が御高齢のため、所有権を息子に変更したいとのことです。

この申請につきましては、耕作を目的とした贈与であり、機械、労働力、技術等につきましても適正と認められます。そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の28について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埜 博光君） 番号28につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月25日、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は、所有権の移転による贈与です。

場所は、国道50号線石井交差点を宇都宮方面に3キロメートルくらい行った左側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は農業経営規模拡大を図るため、譲渡人は自分で耕作管理できないため、相手の希望に応じたいとのこと。譲り受けた水田には、水稻を作付するとのこと。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の29について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

○16番（大橋正義君） 番号29番について報告します。

5月25日、調査委員2名と申請代理人1名にて現地調査を行いました。申請人、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線、北関東自動車道の下を通り過ぎて、約500メートルくらい行って南に入ったところでした。権利関係は売買です。受渡人の理由は、遠方に住んでおり管理ができないため、近くで栗を栽培している譲受人に譲渡したためです。

申請地は、耕作放棄地で長年耕作されていない遊休地でしたが、受人がバックホーなどできれいに再生させ、栗を栽培したいとしています。栽培技術、機械関係、関係書類もそろっており、許可相当と判断されますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の30について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号30について、調査結果を報告します。

5月26日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、八幡碎石から南に500メートル入った道路沿いです。譲受人の申請理由は、経営面積の拡大を図り、経営の安定を図りたいとのこと。譲渡人の申請理由は、要望に応じて譲り渡すということでした。水田の耕作については、米栽培を行います。農機具については、トラクター、コンバインを保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願いいたします。以上で

す。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の31について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号31番について、調査結果を報告いたします。

5月27日、指名調査委員及び推進委員と譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、県道上吉影岩間線の小島池の信号の十字路を福島方面に向かい、福島池のところの丁字路を左折し、300メートルぐらい行ったところのY字路を左に曲がり、30メートル行った右側の土地です。譲受人は、自給型営農をする目的で取得することになりました。譲渡人は、相手の要望に応じ譲渡することになりました。なお、畑の耕作については、自家消費のネギやダイコンなどの野菜類を作付することです。

農業の規模ですが、トラクターや軽トラ等あり、従業員は本人、子供と2人です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われま。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の32について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号32番につきまして、調査の結果を説明いたします。

5月26日8時半より、指名調査委員2名と推進委員、譲受人、代理人の立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口信号を茨城町方面へ1キロほど行ったところの丁字路の信号を、北へ500メートル行った右側の栗畑です。譲受人の申請事由は、農業経営が成り立つように規模拡大をしたい。譲渡人の申請事由は、体調不良のため耕作が困難になってしまったということです。取得後の利用計画は、現在のまま栗を栽培する計画ということです。

この申請につきましては、耕作を目的とした所有権の移転であり、農業機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から補足説明させていただきます。

番号の27から32につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の9、10について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号9、10について、申請人が同じなため、まとめて報告します。

5月25日、調査委員2名と申請人立会の現地調査をしてまいりました。申請人、申請場所は、議案書のとおりです。

9の場所は、県道109号線、北関東道高速自動車道の下をくぐって、南に50メートルくらい入ったところでした。10の場所は、9の場所から、109号線を挟んだ反対側に50メートルくらい入ったところでした。9と10の申請は、営農型太陽光発電施設の更新、一時転用です。

申請人の住居は水戸市ではありますが、実家が申請地の近くでした。パネルの下で栗を栽培しています。下草の管理、栗の剪定など、きちんと管理されていました。特に問題ないと見てまいりました。許可相当と判断されますので、よろしく願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の9、10につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、一種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の34について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号34につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月26日、指名調査委員全員と譲渡人立会いの上、調査をしてまいりました。

申請地は、国道50号を水戸方面に向かい、坂尾の交差点を過ぎた左側となっております。申請地、申請目的につきましては、議案書に記載のとおりです。譲受人の申請理由は、現在アパートに生活しておりますが、お子様が御誕生され手狭になってきたため、実家近くの土地を父から譲り受け、自己住宅を建設するものでございます。譲渡人は、子供の要望に応じるということです。権利移転の内容は使用貸借で、資金調達面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響ですが、東側道路、南側畑、西側畑、北側畑、隣接地への日照、通風、耕作地への影響はございません。また、給水は市の上水道、排水につきましては、汚水、雑排水が公共下水道へ放流、雨水は宅地内浸水です。そのほか関係書類につきましても完備されておりまして、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の35について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（塙 博光君） 番号35につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月25日、指名調査委員2名と代理人の方と現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は売買です。

場所は、国道50号線寺崎信号を北へ300メートルほど入った左側のところでした。譲受人は、当該農地を取得することにより工場敷地の利用形態がよくなり、理想的な形になる。譲渡人は、農地として活用していないので売ることにしたとのことです。

隣接状況ですが、東側水路、南側、既存自社工場、西側市道、北側山林ということで、

周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の36について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号36番について、調査結果の御報告をいたします。

5月25日、指名調査委員全員、推進委員及び申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。届出場所、譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

現地場所は、県道稲田友部線を稲田から進行し、大古山集落センターを右折し、約150メートル進んだ右側です。申請地の現状は休耕地です。隣接地の影響としましては、東、北、南側は公用道路、西側は宅地となっております。取水は行わないため、汚水、雑排水の発生はないと判断されます。以上のことで、周囲への影響はないと思われま

す。なお、申請書類も完備されており、許可相当と判断しますので、御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の37について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号37について、調査の結果を報告いたします。

5月25日午後1時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部駅北口の信号から北へ100メートルくらいのところにありました。原因は使用賃借権の設定です。譲受人の申請事由は、アパート生活が手狭となり、自己住宅を建築したいということです。譲渡人の申請事由は、実家の前に土地があり、住ませたいということでした。

隣接状況は、東側山林、畑、西側が道路、南側畑、北側が宅地です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。取水、排水は公共上下水道、雨水は敷地内浸透処理です。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の38、39について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号38、39について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号38について報告いたします。

5月26日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のすみれ幼稚園の北西側50メートル付近でございます。譲受人の申請理由は、子供が大きくなり、現在住んでいる住居が手狭になり、将来親を迎え、面倒を見るためとしております。譲渡人の理由は、当時土地を購入し自己用住宅を建てようと計画し

たが、家庭の事情で断念し、農業をするにも高齢となり耕作困難のため、売却するとしております。今回、盛土の計画がありますが、隣接する宅地と同じ高さまでとするとしており、問題はないと思われま。

隣接地への状況は、東側が田、現況は宅地、西側が宅地、南側が公道と宅地、北側が雑種地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、排水については公共下水道、雨水は宅地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号39について、調査の結果を報告いたします。

5月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鯉淵の常陽銀行研修センター入り口交差点信号の南西側道路沿いです。譲受人の申請理由は、住環境としての立地条件が優れている当地に、特定建築条件付売買予定地を計画したためとしております。譲渡人の理由は、将来的に営農が困難であるため、受人の要望に応ずるとしてしております。契約の内容は、面積が3,187平米の売買で、14区画を建設するとしております。なお、盛土の計画はありません。

隣接地への状況は、東側が公道、西側が栗畑、南側が山林、北側が公道となっております。計画している住宅は一般住宅であり、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水計画は公営水道、排水計画は、汚水、雑排水については公共下水道、雨水は区域内道路の浸透側溝及び敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の40について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号40番について、調査の結果を報告いたします。

5月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道52号線笠間環境センター入り口信号を東へ300メートルぐらい、南へ70メートルぐらい行った右側の民家の奥になります。譲受人申請理由は、脱酸素社会実現に向け、太陽光発電を推進するため。譲渡人申請理由は、休耕中で利用計画のない土地の有効利用を図り、譲受人の要望に応じることです。権利関係は所有権移転となります。

隣接地の状況は、東側は宅地と畑、西側は畑、南側は畑、北側は宅地と畑です。太陽光発電のため、取水、汚水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

また、この土地に隣接する道路がないため、工事をするに当たって、隣接する譲渡人の宅地を借り受け、工事を行うとのこと。そのほか関係書類についても完備されており、

許可相当と見てまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の41について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号41につきまして、調査の結果を説明いたします。

5月26日に、調査委員及び推進委員により、譲渡人及び譲受人の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、岩間第一小学校から北に約200メートルほどの道路を挟んで池に隣接するところです。譲受人の申請事由は、太陽光発電事業が再生可能エネルギー利用促進の推進力として必要不可欠であるとの考えの下、当該事業等を営んでおり、条件のよい土地が見つかったので早急に事業化したいということです。譲渡人の申請事由は、休耕中で利用計画のない土地の有効活用を図るため、相手方の要望もあり、所有権移転契約に応じることにしたというものです。

取水はありません。雨水、排水は、敷地内浸透処理を行い、周りにフェンスを設置する計画です。また、定期的に巡回を行い、除草、清掃に努めるとのことです。東側は宅地と畑、西側は水路、南側は水路と道路、ため池、北側は水田です。隣接地への日照、通風等、農地への影響はないものと判断いたしました。

資金計画は、自己資金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の42について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号42番について、調査結果を報告いたします。

5月27日、指名調査委員及び推進委員と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、にしぼり整形外科医院の手前の丁字路を右に曲がり、300メートルぐらい行ったところの左側の土地です。譲受人の申請事由は、自己用住宅建築のためです。譲渡人の事由は、相手の要望により譲渡するとのことです。

取水は上水道を使用し、雑排水は公共下水道へ、雨水は敷地内自然浸透です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はないものと見てまいりました。計画面積は、形状、配置などから判断し、やむを得ない面積と考えます。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の43、44について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号43、44につきまして、調査の結果を報告いたします。

まず、番号43ですが、5月26日9時30分より、指名調査委員2名と譲渡人の家族の方、代理人の立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線岩間バイパス線沿いにセブンイレブン土師店があり、その十字路を東に100メートル行った右側の栗畑でした。譲受人の申請事由は、業務の増加が増え、車両を増やして規模拡大したい。申請地は、現在地の道路を挟み反対側に位置し、業務上効率がよく、最適地であるということでした。譲渡人の事由は、相手の要望に応じたということです。権利移転の内容は賃貸借で、資金調達の面から見ても実現性は認められます。

隣接への影響ですが、東側は宅地、南側と北側が道路で、耕作地への影響はありません。取水、排水はありません。雨水は自然浸透です。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号44の調査の結果を説明いたします。

5月26日10時から、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線岩間バイパス線沿いにある、先ほどと同じなのですが、セブンイレブンの十字路を、これは西に250メートルほど行ったところに飯岡工務店さんがありまして、そこを南に50メートル入った左側の休耕地です。譲受人の申請事由は、太陽光発電売電事業を積極的に推進している会社で、条件のよい土地が見つかったので早急に事業化したい。譲渡人の事由は、休耕中で利用計画のない土地を有効利用したいということです。権利移転の内容は売買で、資金調達の面から見ても実現性は認められます。

隣接地の影響ですが、東側が畑、西側が道路、南側が畑、北側が住宅で、耕作地への影響はないと見てまいりました。ただ、境界ぐい一つも見つかっていなかったもので、今日の午前中までに確認できるようにしてくださいということで、先ほど確認してまいりました。境界ぐいがあることを確認しました。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の42につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の41につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地

という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。
6番。

○6番（柳橋 泰君） 一つの確認なんですけれども、申請番号35番について、農振のところで農振農用地と書いてあるんですが、これ、問題ないのかなと思ひまして。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時10分休憩

午後2時14分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第3条買受適格証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号1番につきまして、報告をいたします。

5月23日に、調査委員2名にて調査をしましてまいりました。関係者につきましては、電話で確認をしております。

この申請は、競売に参加するためのものであります。申請者は、会社を退職後、友人の栗畑で手伝いをしながら栽培を学んだり、シルバー人材センターにおいて立木の伐採、草刈りなどをしております。栗の栽培には最低限の農具しか持ち合わせておりませんが、畑を取得して栗を作るというやる気がある以上、この申請は認めざるを得ないのかなと思ひます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号14番、15番委員より調査説明を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号1につきまして、調査結果を報告いたします。

5月26日、指名調査委員2名と代理人と申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口を西へ300メートル行き、そこを右折し、西側の側道を300メートル行った左側です。申請地は、物流倉庫にするための地目変更のためです。

申請地を見てまいりましたが、何ら影響はないと思われまます。南側の物流倉庫が間もなく完成するそうです。このほか書類関係も完備されていますので、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたしま

す。

番号の4について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番(埜 博光君) 番号4につきまして、調査の結果を報告いたします。

5月25日、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号線石井交差点の信号を宇都宮方面に約500メートル入った右側のところでした。現在の利用状況ですが、シノや灌木類が生い茂っている状況でした。今から約30年前より耕作していないということでした。そのほか関係書類につきましても完備されており、問題がないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長(永田良夫君) 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番(込山祐一君) 番号5番につきまして、現地の調査の結果を報告いたします。

5月26日10時半より、指名調査委員2名と代理人の立会いの上、調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線岩間バイパス線沿いのセブンイレブン土師店の十字路を南に1キロほど行った左側の山林です。道路からでは100メートル入ったところがありました。周りの状況ですが、南側と北側が山林で、植林して5、60年たった山林のように思えます。その間に挟まれた畑でしたが、畑とは思えませんでした。日が差さなく、耕作は不可能と見てまいりましたので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長(永田良夫君) 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田良夫君) 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田良夫君) 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長(永田良夫君) 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページから13ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が4件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が2件となります。合計13筆、1万8,215.02平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書11ページから13ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、14ページから25ページとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、農地中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管

理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が20件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が5件、賃貸借権の設定が17件となります。合計40筆、6万5,104平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書14ページから25ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第8号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第8号、番号45について審議いたします。

審議が終了するまでの間、2番高野尚夫委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号、番号45について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号の番号45は、原案どおり決定されました。

それでは、2番高野尚夫委員が入場するまでの間、暫時休憩といたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第8号、番号56について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時25分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 8 号、番号 56 について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 8 号の番号 56 は、原案どおり決定されました。

それでは、4 番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 2 6 分休憩

午後 2 時 2 6 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 8 号の 2 件を除く 18 件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 8 号の 2 件を除く 18 件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 8 号の 2 件を除く 18 件について、原案どおり決定されました。

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地
利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第 11、議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを御説明申し上げます。

議案書につきましては、26ページから28ページになります。

農地中間管理事業による公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が4件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が3件、賃貸借権の設定が1件となります。合計11筆、1万7,677平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書26ページから28ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

次の日程第12、議案第10号は、農政課職員が説明のために入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更許可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更許可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号の32について、農政課より説明願います。

○農政課（石川 望君） 農政課農政企画室の石川と申します。私のほうから、農業振興地域整備計画の変更申請案件について、御説明させていただきます。

なお、今回は除外の案件が1件となっております。よろしく願いいたします。

着座にて御説明をさせていただきます。

まず、変更申請書より御説明いたします。

事業計画者及び土地所有者情報でございますが、こちらは申請書に記載のとおりでございます。事業計画者と土地所有者の関係は、親族外となっております。

続きまして、事業計画地は、記載のとおり2筆、地目は田んぼ、面積は合計2,946.6平米となっております。

利用目的は太陽光発電でございます。土地所有者が申請地の手入れができず、放置してある状況でございますが、事業者としても、脱炭素社会へ向けた安定した再生可能エネルギーの供給を実現するために、有益性のある事業として実施するものでございます。

続きまして、土地の選定理由でございますが、こちらは太陽光発電施設として日当たりのよい土地であり、かつ資材搬入が容易で、周囲への影響が少ない場所であることが挙げられます。

また、ほかの土地も検討しておりますが、搬入路が確保できないことや地権者の合意が得られなかったことから、条件の整った本申請地を選定しております。

続きまして、事業内容に関し、関連資料を用いて御説明をさせていただきます。

2ページから4ページが、位置図及び付近状況図でございます。計画地は、国道355号笠間バイパスの西手越交差点を南吉原方面へ進み、JR水戸線、線路沿いの南側に位置しております。

続きまして、5ページから7ページが土地利用計画図及び事業計画図でございます。計画図のとおり、縦置き2段での太陽光発電施設の設置が計画をされております。

続きまして、8ページ、9ページが公図及び隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

10ページ、11ページは、今回1筆が分筆となっておりますので、求積図のほうを添付しております。

続きまして、12ページが土地の登記簿、13ページが土地所有者の売買に係る合意書となっております。

14ページから18ページが、事業者の登記簿及び定款。

19ページから20ページが、隣接筆の所有者の同意書。隣接筆の所有者の同意につきましては、申請地に隣接する他人の農地が4筆ありまして、それぞれの所有者から同意を得ております。

21ページから24ページが、会社概要及び電力供給の流れとなっております。今回の計画は、非FITによる太陽光発電事業となっており、計画者の子会社において発電した電力を小売電気事業者へ卸供給し、小売電気事業者が小売やメーカーなどの再生可能エネルギーを導入したい企業に販売するという流れとなっております。

25ページから28ページが、東京電力との電力需給契約の申込み内容となっております。

29ページ及び30ページが、代替地の検討確認書。今回、申請地以外に検討した土地につ

きましては、地権者の合意が得られなかったことや搬入路の確保が難しいことから、本申請地を選定しております。

31ページが委任状となっております。

最後に、32ページから35ページ、現地確認写真及び農振農用地区域図を御確認いただければと思います。

今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の5要件の確認となりますが、今回の除外につきましては、申請地はほかに代替すべき土地もないこと、農振農用地の縁辺部にあるため変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

私のほうからは、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号1について報告します。

5月25日、調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査をしてまいりました。

申請場所は、手越西信号の交差点を南に右折して、JR水戸線の踏切を渡ってすぐのところでした。権利関係は売買のようです。申請理由は、渡人の土地は休耕地であり、手入れもできず耕作できないため、受人の要望に応え、太陽光パネル設置をするとしています。

北側は鉄道用地、東側は田んぼと畑、西側は雑種地でした。西側から用水路が流れていますが、土砂の搬入などはしなく、太陽光設置は現状のまま行うとのことでした。万が一問題が生じたら、自己責任で解決すると言っていました。

周囲の影響は特にないと思います。ですが、約3反ありまして、いかななものかなと思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何か御意見ございますか。

6番。

○6番（柳橋 泰君） 今のここの農振農用地の図面、黄色く塗った図面を見たところなんですけれども、これ、ずっと一体的に東から西へあるところの一角を占めているということで、縁辺部とかという説明ありましたけれども、そうではないんじゃないかという感じはします。

耕作者が耕作できないのは、耕作できる人にやってもらうとかいろいろな方法あると思うんですけれども、何かちょっと蚕食するようなイメージを受けます。

私の意見としては以上です。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 8 分休憩

午後 2 時 5 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号の1については、農用地区域から除外することはやむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1は、農用地区域から除外することについてやむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） それでは、当農業委員会の意見について御説明申し上げます。

番号の1につきましても、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分は第二種農地であると判断します。

意見としましては、申請地以外の代替地について検討されているが、周辺地域内を考慮すると、農業振興地域農用地以外の土地で代替することが困難であり、適地がないとは言えない状況である。

しかし、当該申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、周辺の土地利用状況からみて、遊休農地の進行具合や農業的土地利用への支障がないことなどから、除外がやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。

ここで、農政課職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 5 7 分休憩

午後 2 時 5 7 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第11号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第11号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 2 時 5 8 分休憩

午後 3 時 0 1 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第11号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書につきましては、30ページとなります。

令和5年第3回定例総会で農地利用最適化推進委員の辞任について同意をいただいたのち、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行いました。

募集期間としましては、令和5年4月11日（火）から5月8日（月）の28日間行いました。募集方法は、広報かさま（おしらせ版）と、市の公式ホームページを使って周知を行いました。募集の結果は、2名の推薦、応募がありました。

候補者選考の考え方ですが、法律の規定では、

○農地の利用の最適化の推進に当たって熱意と識見を有する者を選考

○定数を超えた場合は、公平性や透明性を確保するために必要な措置（公平に選考）を講ずることとなっております。

このことから、笠間市農地利用最適化推進委員選考委員会を設置し、5月23日（火）に選考委員会を開催し、選考をしていただきました。

選考委員会では、選考に当たっての優先項目を設定し、選考が行われました。

優先項目としましては、①市税の滞納がない者、②地域からの信頼がある者（地区推薦の認定農業者）、③青年・女性の登用、④地域のバランス、⑤経験・活動が多い者を設定し、選考がおこなわれました。

選考の結果ですが、2名の推薦、応募の中から、友部地区の欠員補充の候補者1名を選考していただきました。

候補者は、友部地区、深澤悌二さん、年齢は69歳で、令和4年3月まで農業委員を務めていただいていた方です。

以上1名が、笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者でございます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

9番。

○9番（國谷博隆君） 2名の推薦、応募のうち、もう1名が誰なのかは、教えてもらえないのですか。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後3時05分休憩

午後3時05分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第11号 農業委員会等に関する法律第17条第1項による笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、31から34ページになります。

番号40、41及び33ページの番号42は、農地集約のため、合意を解約するものです。

34ページになります。

番号 43 は、売買のため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知についてを終わります。

報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第15、報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、報告いたします。

議案書につきましては、35ページになります。

番号 6 は、水戸地方裁判所から令和 5 年 4 月 21 日付けで、農地の現況等について、照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和 5 年 4 月 28 日（金）午後 3 時 30 分から、ご覧の調査員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道 50 号線をローソン笠間飯合東店の信号から筑西方面へ約 800 メートル進み信号を右折し、市道を北西へ約 2.5 キロメートル進んだ左側のところにありました。

現地の状況ですが、平成 4 年に農地法第 4 条の許可を受けており、宅地の敷地であったことから、水戸地方裁判所へは、5 月 1 日付けで、非農地と報告いたしました。

番号 7 は、水戸地方法務局から令和 5 年 4 月 17 日付けで、農地の現況等について、照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和 5 年 4 月 28 日（金）午後 3 時から、ご覧の調査員と事務局で調査いたしました。

場所は、中市原集落センターから北東へ約 500 メートル進んだ左側にありました。

現地の状況ですが、平成 16 年に農地法第 5 条の許可を受けた土地であり、建屋が建っている敷地であったことから、水戸地方法務局へは、5 月 1 日付けで、非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第 3 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第16、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の7について、議席番号7番、16番委員より報告願います。

○7番（入江保夫君） 番号7について、調査結果の御報告をいたします。

5月25日、指名調査委員全員及び届出人の立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、国道50号線の稲田駅入り口交差点を福原方面へ直進し、筑波銀行先の押しボタン信号を右折して約200メートル進んだY字路のところ です。

現地確認をした結果、届出どおりに盛土が完了し、ブルーベリーが植えられていることを確認しました。

報告を終わります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号8につきまして、調査の結果を御報告いたします。

5月26日に、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。改良目的は田畑転換です。

届出地は、美原のセブンイレブンの交差点を南へ進み、友部歯科の先、50メートルほどの左手になります。

届出地につきましては、届出どおりに盛土がされており、改良行為が完了してございましたことを確認してまいりましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第5回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時11分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

11番 委 員

12番 委 員